

南伊勢町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	10,492人	千円 11,285,658	千円 123,315	千円 1,558,509	13.8 %	16.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

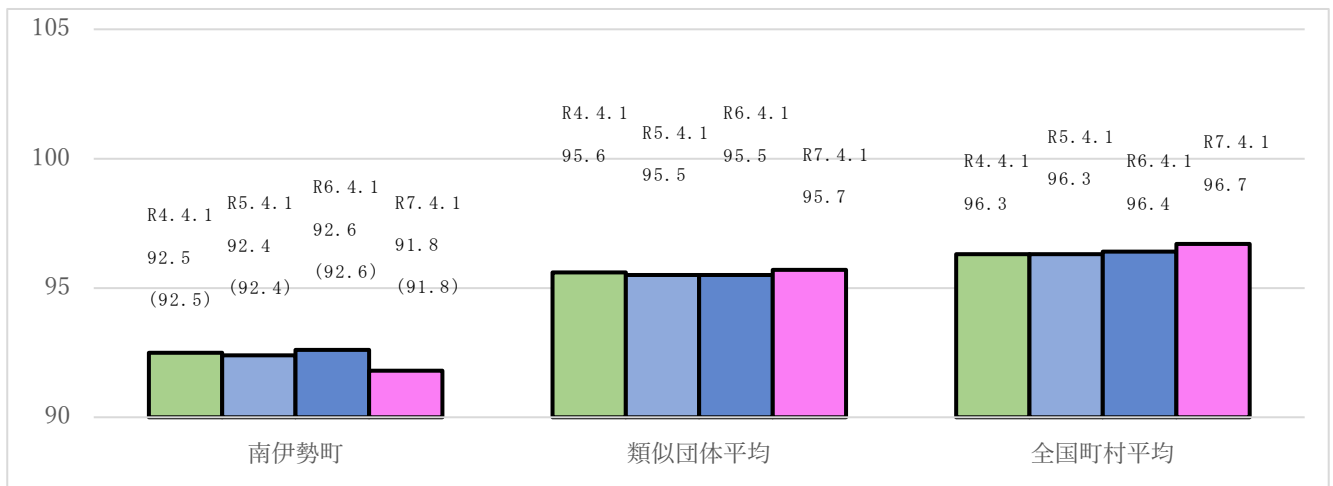
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 177	千円 676,357	千円 70,010	千円 268,741	千円 1,015,108	千円 5,735	千円 5,750

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

- | | |
|---|---|
| ① | — |
| ② | — |

(4) 給与改定の状況 人事委員会を設置していません。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、南伊勢町においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
南伊勢町の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南伊勢町	44.0歳	317,800円	359,900円	350,300円
三重県	43.3歳	336,785円	427,270円	375,878円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.9歳	315,481円	361,578円	341,173円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
南伊勢町	52.6歳	25人	275,600円	315,900円	315,700円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.3歳	12人	285,400円	299,008円	297,860円	廃棄物処理業	48.0歳	320,600円	0.93
うち用務員	63.3歳	1人	197,900円	214,500円	211,900円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	50.1歳	252,300円	0.85
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	37人	287,838円	312,596円	301,617円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南伊勢町	—	—	—
うち清掃職員	4,925,862円	4,457,900円	1.10
うち用務員	3,048,958円	3,473,600円	0.88

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和４年～６年の３カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（Ｄ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		南伊勢町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,300 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	195,200 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

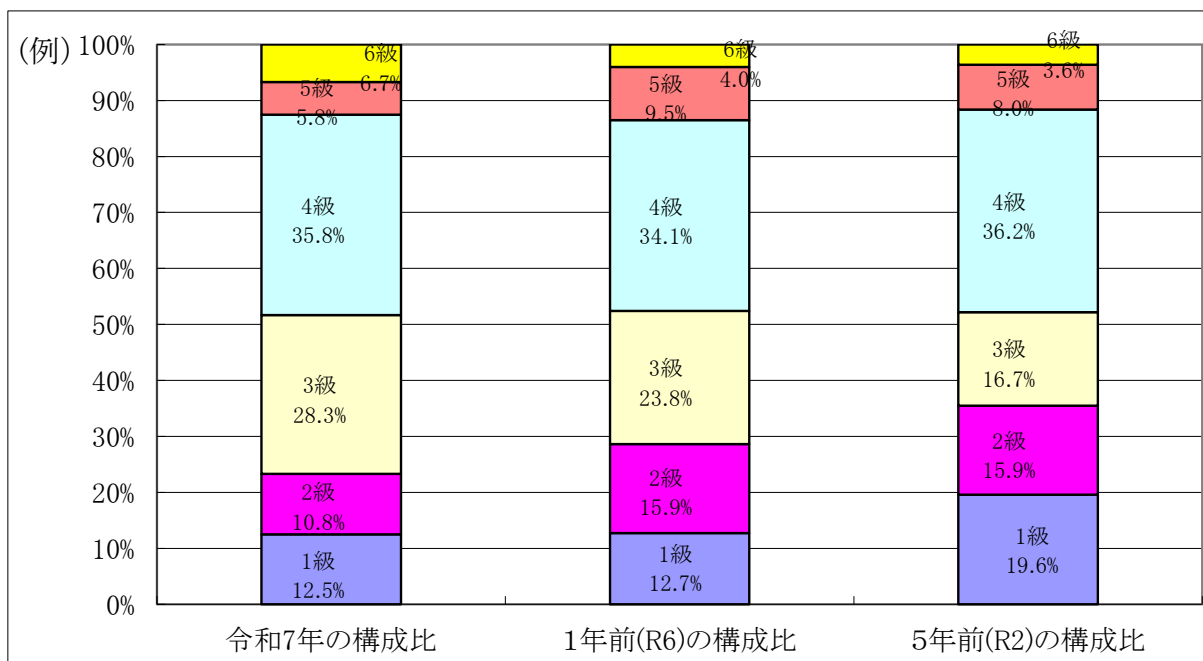
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,900 円	351,000 円	362,300 円	382,000 円
	高 校 卒	254,400 円	260,400 円	261,900 円	346,400 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	279,500 円	286,400 円	292,700 円
	中 学 卒	— 円	255,400 円	— 円	259,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

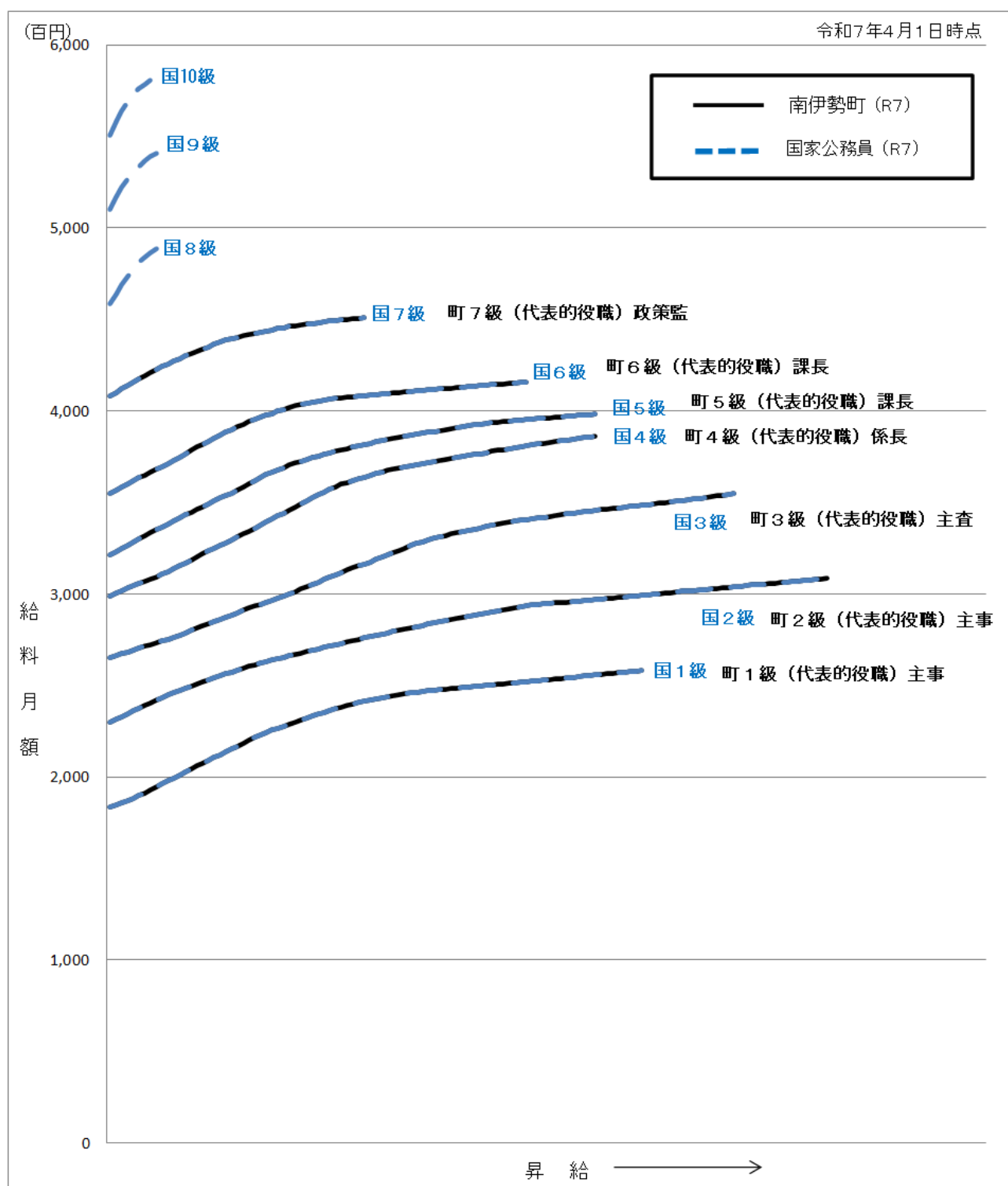
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	15 人	12.5%	183,500 円	258,100 円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13 人	10.8%	230,000 円	308,500 円
3 級	主査	34 人	28.3%	265,300 円	354,700 円
4 級	主任、係長、園長	43 人	35.8%	298,800 円	386,100 円
5 級	課長 またはこれに相当する職務	7 人	5.8%	321,300 円	398,200 円
6 級	相当の経験を有する課長	8 人	6.7%	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 南伊勢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南伊勢町	三重県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,519千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,775千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分 （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

南伊勢町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.286872月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	3.97575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率			調整率		
/100			83.7/100		
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)					
(退職時特別昇給を設けている理由)					
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり					
平均支給額 2			, 554千円 16, 131千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

令和7年4月1日より国基準2%に対し、同様に2%を支給

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在） 支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度実績）	22,383千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	131千円
支給実績（5年度実績）	19,813千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	125千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶 養 手 当	・ 子 10,000円 ・ 子以外 6,500円 ・ 16～22歳の子に対し5,000円加算	同		16,001千円	225,365円
住 居 手 当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給（借家）最高支給限度月額28,000円	同		3,365千円	197,935円
通 勤 手 当	交通機関利用者又は交通用具利用者に支給交通用具利用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同		23,629千円	143,206円
管理職手当	課長、課長相当職 28,000円 専門監、センター長 18,000円 園長 12,000円	同		6,048千円	302,400円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき管理職手当区分に応じて4,000円～18,000円	同		547千円	32,176円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	720,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副町長	550,000 円	900,000円／	639,000円
報 酬	議 長	300,000 円	720,000円／	550,000円
	副議長	240,000 円		
	議 員	220,000 円	340,000円／	252,000円
期 末 手 当	町 長	(6年度支給割合)		
	副町長	4.60 月分		
	議 長	(6年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.75 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×41.6/100	14,377千円	任期ごと
		給料月額×在職月数× 25/100	6,600千円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

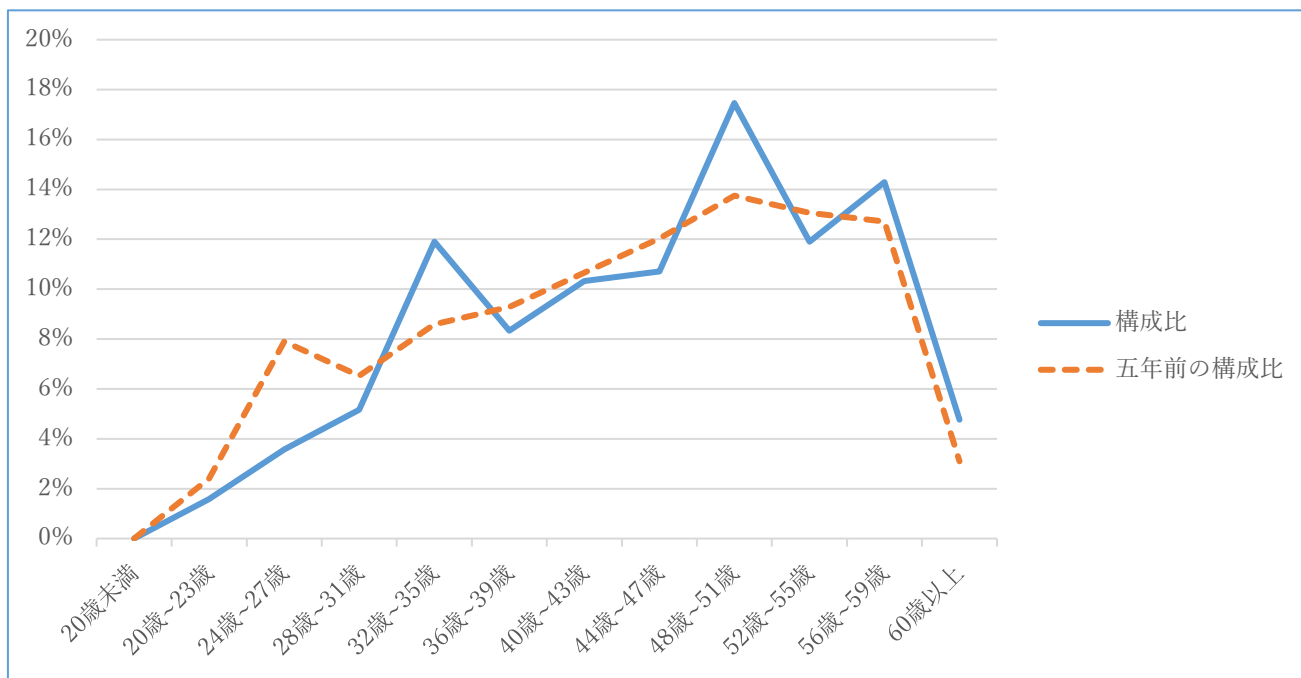
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	△ 1	業務整理による減 業務整理による減
		総 務	35	34	△ 1	
		税 務	7	7	0	業務の増（ふるさと納税関係） 業務の増（土木一般） 業務整理による減 業務整理による減
		農 林 水 産	17	17	0	
		商 工	6	7	1	
		土 木	10	11	1	
		民 生	60	54	△ 6	
		衛 生	28	27	△ 1	
	計	167	160	△ 7		
	教 育 部 門	10	10	0		
消 防 部 門	0	0	0			
小 計	177	170	△ 7	〈参考〉 人口1万人あたり職員数 162.03 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.52 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	62	63	1	業務の増（病院総務業務） 業務の増（水道業務） 業務整理による減 業務整理による減	
	水 道	4	5	1		
	下 水 道	5	4	△ 1		
	そ の 他	14	10	△ 4		
	小 計	85	82	△ 3		
合 計			262 [379]	252 [379]	△ 10	〈参考〉 人口1万人あたり職員数 240.18 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 4	人 9	人 13	人 30	人 21	人 26	人 27	人 44	人 30	人 36	人 12	人 252

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	183	187	182	173	167	160	▲23(▲12.6%)
教育	14	12	11	10	10	10	▲4(▲28.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	197	199	193	182	177	170	▲27(13.7%)
公営企業等会計計	87	87	83	83	85	82	▲5(▲5.7%)
総合計	284	286	276	266	262	252	▲32(▲11.3%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 351,990	千円 △ 36,661	千円 18,565	% 5.3	% 5.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円 B / A	
6年度	人 4	千円 12,168	千円 2,617	千円 3,780	千円 18,565	千円 4,641	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町（水道事業）	42.0歳	321,720円	367,134円
南伊勢町	44.0歳	317,800円	359,900円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（水道事業）	南伊勢町（普通会計）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 945 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,519 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

南伊勢町（水道事業）			南伊勢町（普通会計）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.75075月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
割増率（2～45％）			割増率（2～45％）		
1人当たり平均支給額 311千円 0千円			1人当たり平均支給額 2,554千円 16,131千円		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 令和 7 年 4 月 1 日より国基準 2％に対し、同様に 2％を支給

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度実績）	1,308 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	327 千円
支給実績（令和5年度実績）	1,555 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	389 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	572千円	286,000円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	163千円	162,900円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	631千円	157,525円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円
管理職特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 794,502	千円 14,139	千円 33,445	% 4.2	% 6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
6年度	人 5	千円 20,942	千円 3,543	千円 8,960	千円 33,445	千円 6,689	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町（下水道事業）	44.3歳	326,300円	367,926円
南伊勢町	44.0歳	317,800円	359,900円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（下水道事業）		南伊勢町（普通会計）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,792 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,519 千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

南伊勢町（水道事業）			南伊勢町（普通会計）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.75075月分
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
割増率（2～45％）			割増率（2～45％）		
1人当たり平均支給額 0千円 0千円			1人当たり平均支給額 2,554千円 16,131千円		
（令和 6 年度 支給なし）					

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 令和 7 年 4 月 1 日より国基準 2％に対し、同様に 2％を支給

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度実績）	784 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	156 千円
支給実績（令和 5 年度実績）	1,555 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	389 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （6 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （6 年度決算）
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	1,236 千円	247,200 円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	0 千円	0 円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	746 千円	149,280 円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	336 千円	336,000 円
管理職特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0 千円	0 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 1,065,041	千円 △31,723	千円 677,438	% 63.6	% 60.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
6年度	人 63	千円 245,013	千円 72,162	千円 97,239	千円 414,414	千円 6,578	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
南伊勢町 (病院事業)	事務職	48.0歳	309,563円	341,074円
	医師	60.0歳	609,650円	1,619,764円
	看護師	48.1歳	320,338円	344,809円
団 体 平 均	南伊勢町	44.0歳	317,800円	359,900円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南伊勢町（病院事業）		南伊勢町（普通会計）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,544 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,519 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

南伊勢町（病院事業）			南伊勢町（普通会計）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
割増率（2～45％）			割増率（2～45％）		
1人当たり平均支給額 4,822 千円 12,699 千円			1人当たり平均支給額 2,554 千円 16,131 千円		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（6 年度決算）			3,480 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			1,160,000 円
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医師	16％	2 人	0％

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（6 年度決算）			26,683 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）			455,286 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6 年度）			100％	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象 業務	支給実績 （6 年度決算）	左記職員に対す る支給単価
研究手当	医師	医学研究	19,546 千円	月額 60 万位内
夜間看護手当	看護部の職員	夜間看護業務	6,509 千円	1 回につき 6,000 円以内
特殊診療手当	往診、待機	往診、待機 エンゼルケア	2,628 千円	1 回につき 規則で定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度実績）	11,546 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	203 千円
支給実績（令和 5 年度実績）	12,224 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	211 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	普通会計に同じ	同	無	6,446千円	230,214円
住居手当	普通会計に同じ	同	無	829千円	276,467円
通勤手当	普通会計に同じ	同	無	7,061千円	117,683円
管理職手当	普通会計に同じ	同	無	8,664千円	1,237,714円
宿日直手当	普通会計に同じ	同	無	5,944千円	849,142円
管理職員特別勤務手当	普通会計に同じ	同	無	0千円	0円

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	正午から13時まで

（2）休暇制度

- ・年次休暇制度 1年（暦年）20日間
- ・病気休暇 病気療養に必要な期間（90日以内）
- ・特別休暇 結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等
- ・介護休暇 家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）無給

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和6年）（単位：人）

区分	免職	降任	休職	合計
町長部局	0	0	5	5
教育委員会	0	0	0	0
合計	0	0	5	5

分限処分は、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

（2）懲戒処分の状況（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、公務における規律と秩序を維持することを目的として、その職員に道義的責任を問う制裁措置です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

10 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務

職員は全体の奉仕者として公益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 信用失墜行為の禁止

職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはけません。

(3) 営利企業等の従事制限

職員は任命者の許可を受けなければ、営利企業等の役員を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業または事務にも従事することはできません。

令和7年4月1日現在の許可状況は以下のとおりです。

区分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営む者	0	

(4) 争議行為等の禁止

職員は、争議行為等が禁止されています。

(5) 守秘義務

職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(6) 政治的行為の制限

職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

1 1 職員の研修の状況

職員の能力開発及び公務能率の向上を目的として、各種研修に取り組んでいます。

職員研修の状況（令和6年度）

研修名	受講者数（人）
ワンステップ	11
ツーステップ	14
スリーステップ	10
フォーステップ	12
リーダー	1
人事評価者	8
公営企業会計研修	4
法務執務（初級）	3
法務執務（法務）	2
税務実務（固定資産税）	1
給与実務	4
パンフレットデザイン	2
ハラスメント	37
メンタルヘルス	25
話し方技法	1
情報発信	4
三重地方行財政	2
三重地方行財政（特別編）	1
政策研修（生成AI）	9
情報処理	1
契約事務基礎	3
定年延長職員等	7

1 2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 労働安全衛生事業の状況

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。
職員の健康管理	年 1 回全職員の対象に定期健康診断を実施しています。

・労働安全衛生事業の決算額・・・・・・・・・1,402 千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められている職員の厚生制度（職員の保護、元気回復その他厚生に関する事項）を実施するために三重県市町村職員互助会に加入しています。

負担金額 給料月額×4/1000

加入者数 257 人

主な事業 入院見舞金、冠婚葬祭時の給付、メンタルヘルス相談等

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方職員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。